

第 80 号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等が確保することとされている連携施設に係る経過措置期間の終了に伴い、当該義務の適用除外の規定を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を	(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を

改正後	改正前
利用する満３歳未満保育認定子どもにあつては、第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２・３ （略） ４ 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>市長が、児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> ５ <u>前項（第２号に係る部分に限る。）</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げ	利用する満３歳未満保育認定子どもにあつては、第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２・３ （略） ４ 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> ５ <u>前項</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者とし

改正後	改正前
る事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 7 (略) 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 9 (略)	て適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 7 (略) 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 9 (略)

（芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第7条第1項、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 7 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第7条第1項、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 7 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

改正後	改正前
(1) (略) (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病 気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当 該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下 この条において同じ。</u>）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利 用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定 する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児に あつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限 る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該 保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の 希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教 育又は保育を提供すること。	(1) (略) (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病 気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当 該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を 提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利 用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定 する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児に あつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限 る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了 に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引 き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供 すること。
2 <u>市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連 携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の 各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号 の規定を適用しないこととすることができる。</u>	
(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそ れぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されているこ と。</u>	
(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じ ないようにするための措置が講じられていること。</u>	
3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項 第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保</u>	

改正後	改正前
<u>しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条の小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> 4 <u>市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 <u>前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項の施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携</u>	

改正後	改正前
<u>協力をを行う施設として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> (2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> （居宅訪問型保育事業） 第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) （略） (2) <u>子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</u> (3)・(4) （略） （連携施設に関する特例） 第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1項第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	（居宅訪問型保育事業） 第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) （略） (2) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</u> (3)・(4) （略） （連携施設に関する特例） 第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等が確保することとされている連携施設に係る経過措置期間の終了に伴い、当該義務の適用除外の規定を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

特定地域型保育事業者における卒園後の教育・保育の連携施設の確保について、適用除外を次のとおり定める。

（太枠は改正案）

	確保する連携施設	適用除外
卒園後の教育・保育（※）（第42条第4項）	認定こども園 幼稚園 保育所 定員20人以上の事業所内保育施設等（上記の施設と連携が著しく困難な場合）	次のいずれかに該当するとき ア 市長が、利用調整を行うに当たり、特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
		イ 特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。

※ 卒園後の教育・保育とは、特定地域型保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（3歳未満）を、当該保育の提供の終了に際して、引き続き連携協力を行う施設において受け入れて提供する教育・保育をいう。

(2) 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(第2条関係)

家庭的保育事業者等における代替保育及び卒園後の教育・保育の連携施設の確保について、適用除外及び保育所等の連携先を確保することが著しく困難な場合に連携する施設を次のとおり定める。

(太枠は改正案)

	確保する連携施設	適用除外
代替保育(※) (第6条第2項・第3項)	保育所 幼稚園 認定こども園	市長が家庭的保育事業者等による代替保育の連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の要件の全てを満たすと認めるとき。 ア 家庭的保育事業者等と左欄ア・イの事業者等との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 左欄ア・イの事業者等の本来の業務に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
	上記施設との連携が著しく困難な場合、次の区分に応じて定める者を連携協力者として適切に確保しなければならない。 ア【事業実施場所以外の場所等で代替保育が提供される場合】 小規模保育事業A型事業者等 イ【事業実施場所で代替保育が提供される場合】 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等の能力を有すると市が認める者	
卒園後の教育・保育(第6条第4項・第5項)	保育所 幼稚園 認定こども園	次のいずれかに該当するとき ア 市長が、利用調整を行うに当たり、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 イ 家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。
	上記施設との連携が著しく困難な場合、次の区分に応じて定める定員20人以上の施設を連携協力者として適切に確保しなければならない。 ア 政府の助成を受けている者が設置する事業所内保育施設 イ 事業所内保育施設等で保育に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	

※ 代替保育とは、家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供

できない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

令和7年4月1日

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（抜粋）

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（第1号省略）

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- 4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市町村長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）
- 5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共

団体の補助を受けているもの
(第6項から第9項まで省略)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（抜粋）

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(第1号省略)

- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設

設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

- 2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者

- 4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市町村長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

- 5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなけ

ればならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抜粋）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。